

監査報告書

平成30年5月28日

学校法人文理佐藤学園

理事会・評議員会 御中

監事 青木二郎 

監事 舛川博昭 

私たちは、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項、学園寄附行為第15条及び学園監事監査規程の定めに基づき、学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査に当たっては、期首に監査計画を策定し（平成29年7月21日理事会に報告）それに基づいて、重要な会議への出席、実地監査（往査）、書面監査、他の監査機関との連携等を行いました。

業務監査としては、理事会（開催回数11回）、評議員会（同5回）、財政委員会（同4回）、人事委員会（同7回）、広報委員会（同3回）、リスクマネジメント委員会（同1回）、コンプライアンス委員会（同1回）などの重要な会議に全て出席し、学園の運営及び管理の状況を監査し、必要に応じて意見を述べています。これらの理事会、評議員会、各種委員会は、それぞれの運営管理規程に基づいて、適切な手続と内容のある審議を行っているものと認められます。また、本年度から、学園各部門に出向いて実地監査（往査）を行いました。主として、法人本部長、校長等の各部門の幹部の方々から、法人本部や各学校の運営管理状況、本年度の事業計画の遂行状況及び各部門の抱えている課題について事情聴取を行いました。各学校の運営管理については、運営のしくみが一部成文化されておりませんでした。各部門による事業計画の遂行状況については、その自己点検（検証と評価）がまだ慣れない面もあり、十分に出来ていないものと思われます。各部門が抱えている課題の中心は、学生、生徒、児童の入学者の確保、増大ということで、各部門が工夫をこらして確保、増大を進めているということでした。

財産状況の監査としては、監査人から説明を受けたほか、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）、財産目録及び事業報告書の検討並びに重要な決裁書類等の閲覧など必要と思われる監査手続を実施しました。

今年度の重点監査項目に関しては、諸規程の整備及び運用状況については、制定及び改廃の都度監査しており、おおむね整備されたと認められます。また、稟議書の起案状況並びに現金及び小口現金の管理状況については、何も問題はありませんでした。

他の監査機関の連携としては、監査人と2回、内部監査室長と1回の会合を持ち、情報や意見の交換を行いました。内部監査室長との会合回数が計画未達成でした。

以上の監査の結果、私たちは、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、学園の収支及び財産の状況を正しく示しており、学園の業務及び財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上